

市民委員会資料

2 陳情の審査

(2) 陳情第12号 管区内の海面清掃事業に関する陳情

資料 川崎港内海面清掃事業

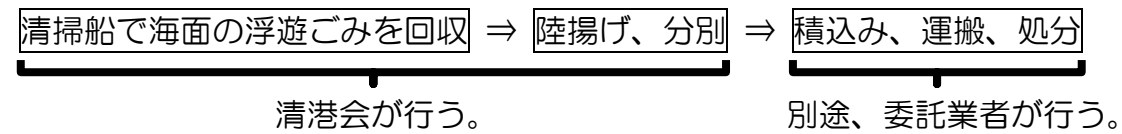
港 湾 局

(平成27年8月28日)

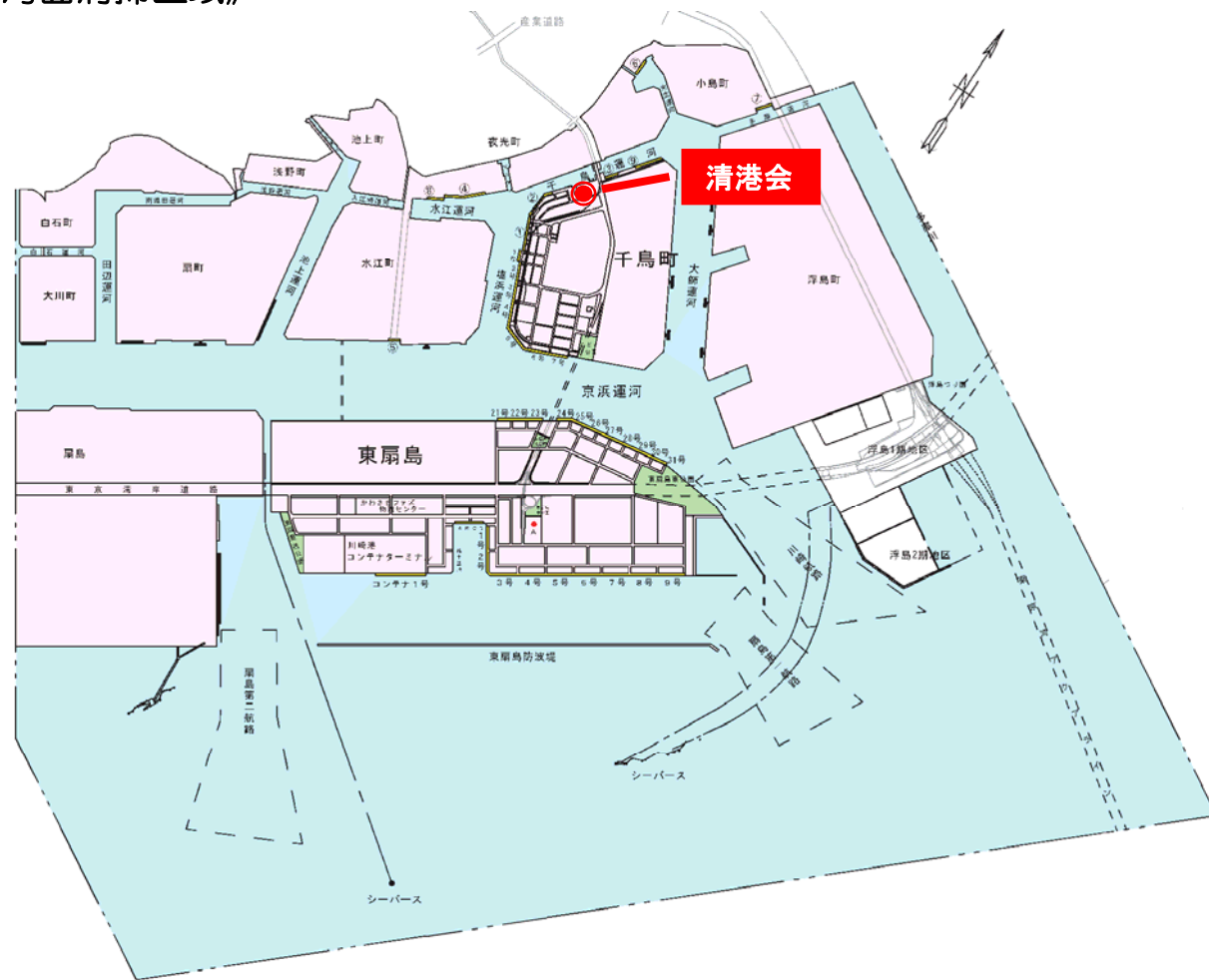
1 事業の内容（「別表2」活動状況について参照）

川崎港内の環境保全と船舶の航行安全を図るため、川崎市では公益社団法人川崎清港会（以下「清港会」という。）に海面清掃業務を委託し、土日を除く平日、本市が無償貸与した清掃船で海面に浮遊する木片、じんかい等のごみの回収を行い、陸揚げ、分別し、分別した後、本市が別途委託した業者がトラックへの積み込み、処分場への運搬及び処分を行っている。

また、流出油事故が発生した場合は、油回収装置や油吸着マットを使用した回収作業や航走による攪拌作業を行っている。



《海面清掃区域》



※東扇島防波堤の外側での直近の清掃実績

- 5月16日～17日 東扇島防波堤先のシーバースから原油が流出し、川崎管内排出油等防除協議会の活動として、港湾局の巡視船、消防艇及び横浜海上保安部の巡視船とともに防除するため出動した。
- 7月17日 川崎海上保安署からの要請を受け、港湾区域境界線付近を漂流する魚網を回収するため出動した。

2 公益社団法人 川崎清港会

設立：昭和24年5月（平成25年4月1日 公益社団法人に移行）

目的：川崎港における漂流物等の除去及び環境保全の啓発等を行うことにより、海水面を良好な状態に維持し、もって船舶の航行安全、公衆衛生及び環境保全の向上に寄与することを目的とする。

代表理事：代表理事 会長 各務 毅

職員数：9人（うち事務職員2人）

会員数：152社（平成27年4月1日現在）

組織：本会の趣旨に賛同する者で、港湾に関係を有する個人又は団体をもって組織する。

業務内容：

- (1) 漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれのあるものの除去及び清掃、流出油の回収。
- (2) 廃棄物の投げ捨てや海水面の汚濁等を未然に防ぐための啓発活動。
- (3) その他この法人の目的達成のために必要な事業。

◎清港会が設立された経緯等：

川崎港は民間主体で整備された港で、戦後、海上浮遊物が船舶航行の大きな支障となり、京浜港長が各官庁や港湾業界とその対策について協議した結果、昭和24年5月、臨海部の民間企業等により海面清掃を目的とする清港会が設立された。

その後、昭和26年に港湾法（昭和25年制定）に基づき、川崎市が港湾管理者となったが、清港会は川崎市が港湾管理者となる以前から、川崎港の環境維持保全のための業務を行ってきた、臨海部企業の総意で設立された法人である。

◎清港会が海面清掃業務を行う必然性等：

民間企業の尽力で設立された清港会は、民間活力で成立した川崎港に適合した業務を行ってきており、川崎市は「臨海部民間企業が主体的に港の環境を維持保全したいという取組」を尊重し、この取組に対して支援するという観点から委託を行っている。

川崎港の成り立ち、清港会の設立経過からすれば清港会が海面清掃等を行うことが必然であり、清港会にこの業務を安定的に行わせることが①川崎港の環境を維持保全するため設立に尽力し、②長年にわたり会員として協力してきた臨海部の会員企業すべてに対する行政の役割である。

3 使用船舶及び特徴等（「別表1」使用船舶について参照）

(1) つばき

「つばき」は、12立方メートルのごみ収集かごを持つ双胴船タイプで、船首双胴間に設置されたローターを回して、双胴間のごみ収集かごに回収するため、大量の浮遊ごみを回収するのに適した清掃船。

(2) 第一清港丸

「第一清港丸」は、5立方メートルのごみ収集かごを持つ単胴船タイプで、狭いところにも対応できる小型の清掃船。船員がタモ網ですくって浮遊ごみを回収する。

別表1 使用船舶について

船名	つばき (双胴船)	第一清港丸 (単胴船)
船体写真		
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> • 建造：1985年（30年経過） • 総トン数：13.00トン • 船体寸法：長さ12.40m、幅6.40m、深さ1.70m • 定員：4名 • ごみ収集かご容量：12立方メートル 	<ul style="list-style-type: none"> • 建造：1964年（51年経過） • 総トン数：4.85トン • 船体寸法：長さ10.00m、幅2.50m、深さ1.05m • 定員：3名 • ごみ収集かご容量：5立方メートル
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> • 双胴船タイプで、船首双胴間に設置されたディスクローターを回して、双胴間のごみ収集かごに回収するため、大量の浮遊ごみを回収するのに適した清掃船。 	<ul style="list-style-type: none"> • 単胴船タイプで、水深の浅い場所、狭い場所等、「つばき」が入っていけない水域にも対応できる小型の清掃船。船員がタモ網ですくって浮遊ごみを回収する。

別表2 活動状況について



「つばき」で浮遊ごみを回収しているところ



「第一清港丸」で浮遊ごみを回収しているところ



浮遊ごみを陸揚げしているところ



浮遊ごみを分別しているところ

《根拠法令》

【港湾法】

(業務)

第十二条 港務局（※）は、次の業務を行う。

一 省略

二 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）。

三～十四 省略

※ 港務局：港湾法に基づき、関係地方公共団体が港湾管理者として設立した公法上の法人。新居浜港務局がその唯一の例。

(業務)

第三十四条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条及び第十三条の規定を準用する。

参考資料1

■川崎管内排出油等防除協議会 / 事務局：川崎海上保安署

概要

・ 沿革

川崎管内排出油等防除協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会」として、平成9年11月に設立しました。

平成19年4月1日、法改正により、揮発油及び有害液体物質（HNS）についても、特定油同様の防除義務が義務付けられました。このため、平成19年7月6日、会の名称を「・・・排出油防除協議会」から「・・・排出油等防除協議会」に変更しました。

・ 活動

◆ 活動海域：川崎港及びその周辺海域

◆ 協議会の業務

- ・ 防除活動マニュアル
- ・ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ・ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- ・ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- ・ 会員が行う防除活動の調整

会員

川崎管内排出油等防除協議会は、国の地方行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等の長又はその指名する職員で構成され、現在35会員（平成27年4月1日）となっています。

活動状況（平成26年度実績）

◆ 研修等

実施日：平成26年7月4日
内容：「油流出災害に関する講習会」

実施日：平成27年1月23日
内容：「東日本大震災の体験談及び川崎市臨海部防災計画について」
講師：川崎市総務局危機管理室 須田氏

実施日：平成27年2月9日
内容：事件事例紹介等

◆ 訓練等

実施日：平成26年7月
内容：第1回情報伝達訓練

実施日：平成26年10月
内容：第2回情報伝達訓練

実施日：平成27年4月
内容：第3回情報伝達訓練

※ 情報伝達訓練：会員へのファックスによる送受信

実施日：平成26年9月25日
内容：防災訓練実働訓練見学
場所：旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所



「川崎海上保安署 HP」より
平成27年時点に修正